令和９年度

七ヶ浜町保育所等利用案内

用語解説集、Ｑ＆Ａ集

目次

ステップ１▶用語解説集.....2
▶①教育・保育施設.....2
▶②クラス.....2
▶③施設型給付(子どものための教育・保育給付).....2
▶④施設等利用給付(子育てのための施設等利用給付).....3
▶⑤認定(施設型給付対象施設に通う子ども)　１号、２号、３号.....3
▶⑥認定(施設等利用給付対象施設に通う子ども)　新１号、新２号、新３号.....4
▶⑦利用者負担額.....4
▶⑧副食費.....4
▶⑨口座振替.....4
▶⑩納入通知書.....4
ステップ２▶Ｑ＆Ａ集.....5
ＰＡＲＴ①　入所申込み等について.....5
▶Ｑ１.保育施設へ申し込みができるのは、どのような場合ですか？.....5
▶Ｑ２.入所希望の何日前あたりに申請を提出すればいいの？.....5
▶Ｑ３.入所は先着順ですか？.....5
▶Ｑ４.入所施設を選ぶにあたり、施設を見学することは可能ですか？.....5
▶Ｑ５.入所保留通知等で入所できないことが分かった場合で、引き続き入所を希望する場合は、もう一度申請を提出する必要はありますか？.....5

▶Ｑ６.育休延長手続きのための入所保留通知をもらうにはどうすればいい？6
▶Ｑ７.入所申込締切日までに子どもが生まれていない場合でも申込みはできるか？6
▶Ｑ８.町外の保育所に入園はできるの？.....6
▶Ｑ９.転居等で世帯状況が変わった場合は手続き必要？.....6
▶Ｑ１０.七ヶ浜町は生後何か月から入所可能ですか？.....6
▶Ｑ１１.変更申請を提出したらいつから反映されるの？.....6
▶Ｑ１２.求職活動で保育認定を受けた場合の認定期間は？.....7
▶Ｑ１３.復職を予定しておりますが、復職後すぐ慣らし保育の期間となると働く時間もなく迎えの時間になってしまいますがどうすればよいですか？.....7

ＰＡＲＴ②　利用者負担額（保育料等）について.....7

▶Ｑ１４.保育所の延長保育料の金額は？.....7
▶Ｑ１５.公立と私立の保育所では、保育料の金額は違いますか？.....7
▶Ｑ１６.保育料はどのように決定しますか？.....7
▶Ｑ１７.保育料が無償化になるのはいつからですか？.....8
▶Ｑ１８.保育認定（3号）を受けている児童が満3歳になり、3号認定から2号認定へ変わった場合、誕生日を迎えた月から保育料も2号認定へ変わるのでしょうか？.....8
▶Ｑ１９.ひとり親家庭の場合、利用者負担額はどのように決定されますか？.....8

ＰＡＲＴ③　書類の書き方等について.....8

▶Ｑ２０.就労証明書は、会社に書いてもらうものですか？.....8
▶Ｑ２１.自営業の場合、就労証明書はどうすればいいですか？.....8
▶Ｑ２２.父または母が単身赴任などで同一世帯にいませんが、保育を必要とする証明書は必要ですか？.....8
▶Ｑ２３.離婚を前提として別居していますが、その場合でも両親の保育を必要とする証明書が必要ですか？.....9
▶Ｑ２４.兄弟が2人いますが、「就労証明書」は父母それぞれ2枚ずつ必要ですか？...9

ステップ１▶用語解説集

「七ヶ浜町保育所等利用案内」に記載されている用語や、幼稚園保育園に関する用語についての解説です。

▶①教育・保育施設

幼稚園・保育所・認定こども園(幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設)をいいます。

施設の種類	該当する施設	保育を必要とする証明
教育施設	幼稚園、認定こども園幼稚園部分	(不要)
保育施設	保育所、保育園、認定こども園保育園部分	(必要) 例)勤務証明書

POINT！！：町内の施設で例えると以下のとおりです。
教育施設：和光幼稚園、第二柏幼稚園、遠山こども園、汐見台こども園
保育施設：遠山こども園、汐見台こども園、遠山保育所、アイグラン保育園汐見台

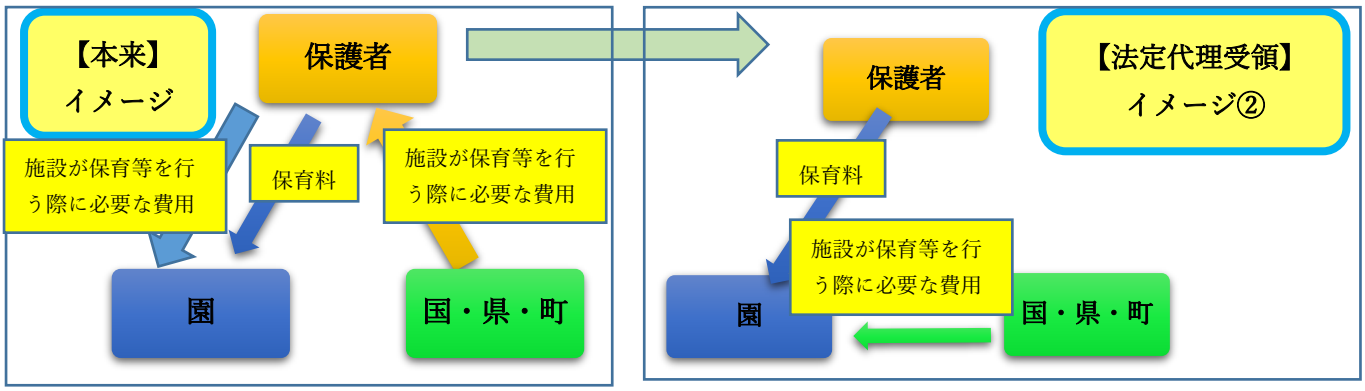
▶②クラス

４月１日時点の年齢で決定します。

POINT！！：年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

▶③施設型給付(子どものための教育・保育給付)

子ども・子育て新制度へ移行した幼稚園、認定こども園、保育所を利用した際の費用に対する給付のことをいいます。給付方法としては、法定代理受領(イメージ②)で行っております。



POINT！！：施設型給付対象施設を利用するためには、認定を受ける必要があります。
（用語解説⑤参照）
町内で新制度へ移行している施設：遠山保育所、アイグラン保育園汐見台、和光幼稚園、遠山こども園、汐見台こども園

▶④施設等利用給付（子育てのための施設等利用給付）

子ども・子育て新制度へ移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業を利用した際の費用に対する給付のことをいいます。給付方法としては、償還払い及び法定代理受領で行っております。

【償還払い】：預かり保育事業、副食費



【法定代理受領】幼稚園、認可外保育園の入園料及び保育料



POINT！！：給付金額には以下のとおり上限があります。
●入園料＋保育料：月額 28,000 円
●副食費：月額 5,100 円
●預かり保育料：月額 12,300 円
町内で新制度へ移行していない施設：第二柏幼稚園

▶⑤認定（施設型給付対象施設に通う子ども）　１号、２号、３号

施設型給付を受ける幼稚園・保育園・認定こども園に通う児童の区分の認定をいいます。認定は保護者の申請をもとに町が行います。区分は以下１号から３号。

区分	満年齢	施設の種類
１号認定	満３歳以上	教育施設
２号認定	満３歳以上	保育施設
３号認定	満３歳未満	保育施設

POINT！！：以下のとおり整理すると覚えやすいです。
教育施設を使用する場合は１号。保育施設を使用する場合は２号か３号で満３歳以上なら２号、未満なら３号。

▶⑥認定(施設等利用給付対象施設に通う子ども)　新１号、新２号、新３号

施設等利用給付を受ける幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業を利用している児童の区分の認定をいいます。認定は保護者の申請をもとに町が行います。区分は以下新１号から新３号。

区分	年齢等	施設の種類
新１号認定	満３歳以上	教育施設
新２号認定	３歳以上(４月１日時点)	教育施設、保育施設
新３号認定	３歳未満(４月１日時点)かつ市町村民税非課税世帯	保育施設

▶⑦利用者負担額

お子様が施設を利用するにあたって必要な経費のうち、保護者の方が負担する額のことをいいます。具体的には、保育料や、副食費等のことです。

▶⑧副食費

副食費には、おかず、おやつ、牛乳、お茶が含まれます。

▶⑨口座振替

事前に口座情報をご登録いただき、ご登録いただいた口座から毎月自動的に利用者負担額(保育料や副食費)が引き落としされる制度です。

POINT！！：口座振替登録いただくと、毎月支払い手続きをする必要がなくなります。

▶⑩納入通知書

利用者負担額(保育料、副食費)をお支払いいただくため、口座振替登録をしていない方に対し、町から発行されるものです。

POINT！！：毎月、銀行等でお支払い手続きをしていただく必要があります。

ステップ 2▶Q＆A集

教育・保育施設に関する主なお問い合わせ内容とその回答一覧です。

ＰＡＲＴ①　入所申込み等について

▶Q１.保育施設へ申し込みができるのは、どのような場合ですか？

→保護者や同居の親族等が、仕事や病気など保育を必要とする事由で子どもを保育できない場合に申込みを行うことができます。集団生活を経験させるためや、保護者のリフレッシュのためなどの理由で申込みを行うことはできません。

POINT！！：教育施設に関しては、保育の必要有無は問いません。

▶Q２.入所希望の何日前あたりに申請を提出すればいいの？

→事前面談や、認定手続き等受入のための準備があるため、入所希望日の 1 か月前から 3 週間前までの間にご提出いただきます。

▶Q３.入所は先着順ですか？

→いいえ、先着順ではありません。保育を必要とする事由の高い児童から入所が決まります。

▶Q４.入所施設を選ぶにあたり、施設を見学することは可能ですか？

→見学いただくことは可能です。事前に施設にお問合せいただき、日程を調整してください。

▶Q５.入所保留通知等で入所できないことが分かった場合で、引き続き入所を希望する場合は、もう一度申請を提出する必要はありますか？

→入所希望の施設が変わらない場合は、その年度中(4 月から 3 月)の再度申込みの必要はございません。ただし、翌年度の申込みはあらためてしていただく必要がありますので、ご注意ください。

POINT！！：入所希望施設が変わった場合は、再度、申込みが必要です。

▶Q６.育休延長手続きのための入所保留通知をもらうにはどうすればいい？

→入所保留通知は育休を延長するための通知ではなく、あくまで保育所入所申込みを行っていただいた方で、その結果、町内の保育施設に入所が出来ない場合に町が発行するものです。
通知は、発行までに２、３週間時間を要しますので、入所申請は１か月前に行っていただきますようお願いいたします。

▶Q７.入所申込締切日までに子どもが生まれていない場合でも申込みはできるか？

→出来ません。申込みができるのは、入所日時点で生後 6 ヶ月を経過しているお子さんとなります。

▶Q８.町外の保育所に入園はできるの？

→入所を希望する施設もしくは、施設のある市町村へお問合せいただくこととなります。問い合わせの結果、受け入れ可能の場合で申請書を提出する際は、七ヶ浜町子ども未来課へ提出いただくこととなります。

▶Q９.転居等で世帯状況が変わった場合は手続き必要？

→利用者負担額は世帯の課税状況等により算出されているため、世帯の状況が変わった場合は原則手続きが必要となります。必要な手続きについては、変更状況により異なりますので、七ヶ浜町子ども未来課へお問い合わせください。

▶Q１０.七ヶ浜町は生後何か月から入所可能ですか？

→入所日時点で生後 6 ヶ月を経過しているお子さんとなります。

▶Q１１.変更申請を提出したらいつから反映されるの？

→保育の認定は毎月１日となります。したがって、変更申請書を 1 か月前から 15 日前にご提出いただければ、翌月１日から変更後の内容で認定開始となります。

POINT！！：保育料は月額となりますので、認定開始も毎月１日となります。

▶Ｑ１２.求職活動で保育認定を受けた場合の認定期間は？

→求職活動による認定を受けた日から９０日経過後の月末となります。

▶Ｑ１３.復職を予定しておりますが、復職後すぐ慣らし保育の期間となると働く時間もなく迎えの時間になってしまいますがどうすればよいですか？

→利用申請時、利用開始後 1 か月以内に復帰することが分かる就労証明書を提出いただき、その 1 か月の中で慣らし保育をしていただければと思います。
(例)令和 9 年 4 月 1 日利用開始→令和 9 年 5 月 1 日時点復職の就労証明を提出
↑令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで慣らし保育実施。

ＰＡＲＴ②　利用者負担額（保育料等）について

▶Ｑ１４.保育所の延長保育料の金額は？

→以下のとおりとなります。

区分	延長保育時間	延長保育料
保育標準時間 (最大 11 時間)	① 遠山保育所　18:30~19:00 ② アイグラン保育園汐見台　18:30~19:30	1,500 円(月額)
保育短時間 （最大 8 時間）	朝　7:30~8:30	300 円(日額)
	夕方　16:30~18:30	300 円(日額)

▶Ｑ１５.公立と私立の保育所では、保育料の金額は違いますか？

→いいえ。七ヶ浜町内認可保育所の保育料は同じです。ただし、園服や月ごとの諸経費は園ごとに違いがあるので、直接園へご確認ください。

▶Ｑ１６.保育料はどのように決定しますか？

→児童の世帯にかかる市町村民税（父母の所得割額の合計）等をふまえ決定します。年に 2 回の算定があり、4 月～8 月は前年度分の市町村民税、9 月～3 月は当年度の市町村民税をもとに算定します。入所が決定した児童については別途通知します。

▶Ｑ１７.保育料が無償化になるのはいつからですか？

→3～5 歳児クラスについては保育料が無料になります。ただし、給食費（副食費)、行事費等は負担していただきます。副食費は世帯の年収等により、免除になる場合があります。

▶Ｑ１８.保育認定（3 号）を受けている児童が満 3 歳になり、3 号認定から 2 号認定へ変わった場合、誕生日を迎えた月から保育料も 2 号認定へ変わるのでしょうか？

→保育認定（3 号）を受けている児童が満 3 歳になった年度途中の保育料は変わりません。翌年度 4 月の 3 歳児クラスになった時点から無償化となります。

▶Ｑ１９.ひとり親家庭の場合、利用者負担額はどのように決定されますか？

→ひとり親家庭の保護者(子の父母)の収入が非課税相当である場合、同居している親族の課税状況も加味し、利用者負担額を決定いたします。

ＰＡＲＴ③　書類の書き方等について

▶Ｑ２０.就労証明書は、会社に書いてもらうものですか？

→就労証明書の保護者記入欄以外、すべてを勤務先担当者に記入してもらってください。

▶Ｑ２１.自営業の場合、就労証明書はどうすればいいですか？

→自営業の場合でも、保育を必要とする理由が就労の場合、就労証明書が必要となります。また、証明者がご自身の場合は、併せて開業届（※）の写しのご提出をお願いいたします。

※税務署に個人事業を開始したことを知らせるための書類です。

▶Ｑ２２.父または母が単身赴任などで同一世帯にいませんが、保育を必要とする証明書は必要ですか？

→必要です。同一世帯にいない場合でも、婚姻関係があれば生計を共にしているとみなします。

▶Q２３.離婚を前提として別居していますが、その場合でも両親の保育を必要とする証明書が必要ですか？

→離婚が成立していなければ、両親の分が必要です。

▶Q２４.兄弟が２人いますが、「就労証明書」は父母それぞれ２枚ずつ必要ですか？

→「保育を必要とすることを証明する書類」は、１世帯につき父母１部ずつ必要です。したがって、兄弟が同タイミングでの申込みとなる場合は父母 １ 部ずつあれば大丈夫です。